

京都市訓令甲第 2/ 号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市行政資料管理規程の一部を次のように改正する。

平成 16 年 3 月 31 日

京都市長 梶 本 頼 兼

第 6 条第 1 項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第 3 号中「区役所区民部企画総務課」を「区役所区民部総務課」に改める。

附 則

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(総務局総務部行政改革課)